

※委託型センターは、通報受付、市町村の要請による施設訪問への協力等を行う。

対応段階

市町村担当部署
(市町村障害者虐待防止センター直営)

使用する帳票の種類

(1) 相談・通報・届出受付

○通報等の内容の整理・集約
○障害者虐待対応担当部署内での情報共有と対応方針の決定

相談・通報・届出受付票

(2) 事実確認を行うための協議
(関連情報の照会)
(事実確認を行うための準備)

○庁内関係部署及び関係機関から、通報等の内容に関する既存情報の収集・把握
○事実確認調査の実施根拠、調査日時、参加メンバーや役割分担、都道府県等との連携を含めた、事実確認の実施体制の検討

情報共有・協議票

事実確認準備票

●指定権限により、都道府県もしくは市町村が権限行使を行う。
●養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者については、高齢者施設虐待として対応する。
●未届施設等での虐待は、養護者虐待として対応する。

(3) 事実確認調査

○障害者の安全確認及び通報等内容の確認、施設・事業所運営状況等の確認
●障害者の安全確認
●施設・事業所職員等への聞き取り
●各種書類等の確認
●施設・事業所の状況把握・点検の実施
●事実確認調査結果の集約

面接調査票
(障害者本人)

面接調査票
(その他の障害者)

面接調査票
(管理者用)

面接調査票
(サービス管理責任者・主任・リーダー用)

面接調査票
(一般職員用)

面接調査票
(虐待を行った疑いのある職員用)

(4) 虐待対応ケース会議
(判断会議)

○虐待の有無、緊急性の有無の判断
○対応方針の決定
○対象別の虐待対応計画の作成
●障害者の安全確保
●虐待を行った職員への対応
●施設・事業所に対する改善指導、改善計画提出要請の必要性
○改善指導項目の検討 等

各種書類等
確認票

施設・事業所の
状況把握・点検票

事実確認調査結果
報告書

アセスメント要約票

虐待対応ケース会議記録・計画書
(1) (2) ~判断会議用

●施設・事業所への指導項目の通知
●改善計画の提出要請

事実確認調査が不十分で、虐待の有無・緊急性の有無が「判断できない」場合
= 事実確認調査の継続

(判断会議で作成した虐待対応計画の評価会議)

○虐待対応計画で設定した課題に対する取り組み状況について、期限を区切った評価の実施
●障害者の安全確保がなされたか
●虐待を行った職員への対応がなされたか
●施設から提出された改善計画書内容の確認・検討 等

虐待対応評価会議
記録票

(5) 虐待対応ケース会議

○評価結果に基づく対象者別の虐待対応計画の作成
●評価された課題への対応策の検討
●モニタリング計画の作成 等

虐待対応ケース会議記録・計画書
(1) (2)

(モニタリングの実施)

アセスメント要約票

(6) 評価会議

○虐待対応計画で設定した課題に対する取り組み状況について、期限を区切った評価の実施
●モニタリング結果の確認、検討
●虐待対応終了の判断 等

虐待対応評価会議
記録票

終結

「虐待対応の終結」と判断した場合
= 通常の実地指導・定期監査に移行

「現在の虐待対応計画に基づき、対応を継続」と判断した場合
= モニタリングの継続

「新たな改善計画書・対応計画の作成」と判断した場合
= アセスメント、虐待対応計画の見直し